

子育て世帯を支援する

期限付き入居制度について

経済的負担が比較的大きい子育て世帯を支援するため、住宅に困窮する子育て世帯を対象に市営住宅の期限付き入居制度を実施いたします。入居期間に10年という期限を設けることによって、後続的に子育て世帯を支援していくことを目的としています。

1 期限付き入居とは？

中層又は高層の耐火住宅で、周辺の教育施設の状況や床面積などから子育ての利便性が高い住宅を対象とし、市営住宅への入居者資格がある方のうち、新規入居者で、小学校修了前の子どもと親からなる世帯で、親の年齢が45歳以下の方を対象とした制度です。

2 募集する住宅の詳細が知りたい。

入居期限までに耐用年数を迎えない団地や子育て環境に適した団地の中から、間取りが2LDK以上の住戸を対象としています。一般募集も同時期に行っており、時期によっては募集住宅の戸数にばらつきも考えられますが、年間20戸程度募集する予定です。

3 入居期限が到来したら退去しなければならないですか？

原則、入居期限が到来したら退去していただきます。しかし、期限到来時に特別な事情がある場合は、状況に応じて最大5年間の期限を再設定し、「再許可」という形で入居することができます。

※入居者資格の条件を満たしている方のみ対象となります。

再許可できるケース

例)

- 1 期限到来時に中学校修了前の子どもと同居している世帯
- 2 親又は子どもが疾病等により期限到来時までに退去できない場合など

4 45歳以下の両親と中学校2年生と小学校4年生の子どもの4人家族で生活しています。期限付き入居制度への申込みはできますか？

申し訳ございませんが、申込みはできません。期限付き入居制度は、45歳以下の親と小学校修了前の子どもからなる世帯を対象しておりますので、小学校修了前の子ども以外が同居している世帯については対象外となります。あらかじめご了承ください。

例)

- 45歳以下の親と祖父母と小学校修了前の子どもからなる世帯・・・対象外
- 47歳の親と小学校修了前の子からなる世帯・・・対象外

5 入居期間中に、子どもが転出等の理由により同居しなくなった場合や新たに子どもが生まれたら入居期間はどのようになりますか？

子どもが転出等の理由により同居しなくなった場合

子どもが同居しなくなっても、期限到来までは入居は可能です。

新たに子どもが生まれた場合

新たに子どもの同居者が増えても入居期間に変更はありません。しかし、期限到来時に中学校修了前の子どもがいる場合は、最大5年間の期限を再設定し、「再許可」という形で入居することができます。

6 「45歳以下」や「小学校修了前の子ども」が申込要件ですが、年齢等の判断基準日はいつですか？

判断基準日は、申込月10日時点の年齢や学年で判断しています。よって、10日時点で46歳の誕生日を迎えるなどの場合は申込みができませんので、ご了承ください。

●お問い合わせ先

千葉市住宅供給公社 市営住宅係
TEL：043-245-7513

千葉市住宅整備課 住宅管理室
TEL：043-245-5846